

令和4年第9回農業委員会総会議事録

令和4年9月12日（月）第9回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博		
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二		
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員 7人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司		
		5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫

欠席委員 5人

4番	赤井 勝利	13番	伊達 修史		
3番	泉 登	4番	溝尾 美恵子	10番	奥津 賢司

議事	議案第36号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第38号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第39号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について

報告事項	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

森本局長	委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第9回総会を開催いたします。本日の出席は、23名で欠席の方は4番赤井委員、13番伊達委員、推進委員3番泉委員、推進委員4番溝尾委員、推進委員10番奥津委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。農繁期でお忙しいことと思いますが体調はいかがでしょう。身体に十分注意して行って下さい。先月、新聞によりますと全国農業会議所の21年度全国調査では、農作業全般の臨時雇い賃金の内、熟練を求められる専門作業に関して男子9646円、女子8307円です。一般の軽作業では、男子は7641円、女子は7309円だそうです。その地域によって需要と供給のプラスマイナスで参考になるかどうかは、わかりません。今日は、総会后予定のある方が多数おられるようなので、休憩なしで進めたいと思います。本日も、よろしく申し上げます。
森本局長	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、8番井藤委員に先導をお願いいたします。
井藤委員	「農業委員会憲章」の先導
森本局長	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは、ただいまから日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、17番奥津委員、3番宮本委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案36号農地法第4条について、第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第36号第1番でございます。確認を9月1日に行っております。場所は、高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は賃貸アパートの新築で、申請地に単身赴任者、少人数世帯用、学生向けのアパートを建築し提供する、というものです。建物は、2階鉄骨造りで計14室のアパートになっております。期間は令和4年9月30日から令和5年2月28日までです。この申請地は、

都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建物建築費は記載のとおりで、借入でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番

倉脇委員

7番倉脇です。確認を、9月8日に溝尾推進委員と行いました。場所は、新見●●の右側道を入れて行った●●の向側の地になります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

ご意見、ご質問ございませんので、議案第36号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続いて議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第37号農地法第5条について、第5条の申請につきまして、1件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を9月1日に行っております。場所は上市、現況地目は田2筆でございます。転用目的は設備保安用地です。転用理由ですが、変電所の設備更新にあたり設備離隔距離を確保するため、申請地を整備し管理するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和6年11月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費・土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。
眞壁委員	12番眞壁です。確認を9月6日に、泉推進委員と行いました。場所は、上市の●●●●店から東側へ中国自動車道の下を通り500m先に中電の変電所があります。その南側の水田です。これは、細長い水田で狭いところは2mぐらいです。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可決定とします。続きまして、議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	<p>今回、新規の貸し付けが6件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番菅生、田3筆、5年3ヶ月使用貸借、2番菅生、田1筆、5年3ヶ月使用貸借、3番大佐永富、田1筆、3年3ヶ月使用貸借、4番大佐永富、田1筆、3年3ヶ月使用貸借、5番上市、田2筆、神郷下神代、田3筆、3年2ヶ月使用貸借、6番神郷下神代、田2筆、3年2ヶ月使用貸借、尚、新規については全て農地中間管理事業となっております。新規については以上です。</p>
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員1番。

谷岡委員

推進委員 1 番谷岡です。確認日は、9 月 1 0 日にしました。1 番の場所は、菅生の●●●を上に 9 0 0 m ぐらい行った先にあります。2 番は、菅生旧幼稚園からあがった 6 0 0 m ぐらいの所にあります。耕作者は、以前から耕作されており、中間管理機構から新規契約するよう連絡があったそうです。以上です。

会 長

続いて 3 番 4 番をお願いします。推進委員 7 番。

後藤委員

推進委員 7 番後藤です。3 番 4 番は同じ所です。9 月 1 0 日に確認しました。場所は、新見勝山線の●●●●から J R, 川を越えた東側にあります。

会 長

続いて、5 番 6 番を推進委員 8 番をお願いします。

信谷委員

推進委員 8 番信谷です。確認は、9 月 1 0 日仲田委員、大原委員としました。場所は、5 番の上市は、●●●●●を足立方面に 2 0 0 m 行った所の川向にあります。下神代は●●●●●の南側中国自動車道の裏にまともってありました。問題ありません。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

これについて、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 8 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

再設定が 2 件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足

	<p>挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が2件ございました。すべて携帯電話無線基地局の新設によるものです。第1番は、場所は下熊谷、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年8月26日から9月30日までとなっております。第2番は、場所は豊永佐伏、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年7月28日から令和4年10月31日までとなっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日の報告願います。推進委員1番。</p>
谷岡委員	<p>推進委員1番谷岡です。9月11日に確認しております。</p>
会 長	<p>次に、14番。</p>
藤川委員	<p>14番藤川です。7月29日に確認しました。</p>
会 長	<p>続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>法務局照会について今回2件ございました。1番の場所は新見、確認を7月22日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は令和2年から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は新見、確認を7月22日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は令和2年11月30日から雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番につきましては、以前、建物があり取り壊したうえでの申請と思われます。以上です。</p>
会 長	<p>令和2年とは、確認ができた時でしょうか。</p>
小林主査	<p>令和2年11月30日から雑種地となっている所で、建物を撤去して</p>

	今、更地なのですがその状態になったのがこの日になります。
会 長	この件について、関係地区委員の説明をお願いします。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。確認を8月初旬に、眞壁委員、溝尾推進委員と3名でしました。1番の場所は、新見高校信号を山側へ50mあがった北側家の裏手の土地です。おそらく昔から宅地となっており、令和2年から変わったわけではないです。2番の場所は、180号線を北に進み新見勝山線に下りる坂があります。その坂の真下にあります。以前は家が建ててありました。今は、更地になっております。以上です。
後藤委員	推進委員7番後藤です。令和2年からの変更を認めて良いのですか。無断転用ではないのですか。令和2年から宅地になっている、と申請がなってます。
小林主査	該当の土地は、家の裏がお寺になっており山の上にあります。家の後ろが崖になっており、横長の22㎡土地が現状としては花壇に近いような土地です。ちょうどその土地になります。本来なら宅地であるべき所だと思いますが、田のままになっておりました。議案が間違っておりました。令和2年ではなく平成2年でした。訂正をお願いします。
会 長	次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地転用期間変更届が2件でております。上市地内農地改良、表土不足による工事期間変更、下熊谷地内農地法第5条、盛土材不足による工事期間変更、尚、この下熊谷地内のものに対しましては、8月末完了済と届がでておりますので、来月また報告させていただきます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。1番。
仲田委員	1番仲田です。現地の確認は、農地パトロールの時にし、まだ出来ないようなので変更届用紙をお渡しした案件です。9月10日にも、信谷推進委員、大原委員と現地確認しました。変更理由の表土不足ですが、埋土のほうは4トンで20台ほど不足のようだと思います。私も、毎日通行している場所なので確認はしております。以上です。
会 長	続いて、推進委員1番。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。確認日は9月10日、赤井委員としました。

	盛土が不足しているので、工期を変更したいということでした。以上です。
会 長	次に、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が2件出ています。1番上熊谷地内、農地法第4条、墓地、2番神郷高瀬地内、農地法第5条、駐車場となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。順次1番から推進委員1番。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。申請どおりできておりました。以上です。
会 長	次に、16番。
大原委員	16番大原です。確認を7月15日に行いました。できておりました。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
	(ありません。)
会 長	続きまして、その他。
小林主査	事務局から連絡です。活動日誌について、9月末までの日誌について、10月の総会で提出をお願いします。これまでも出していただいた方もおられますが、9月末で一度締めとなりますので、全て提出をお願いいたします。
森本局長	それでは次回の総会ですが、10月14日(金)午前9時30分から、南庁舎1階会議室Cとなっております。また11月は18日(金)午後3時からで場所は南庁舎1階会議室Cでいかがでしょうか。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
	(ありません。)
	閉会を仲田代理にお願いします。

仲田代理	以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 10 時 10 分)

令和4年9月13日作成